

区分	使用の種類	減免割合
1	越前市及び越前市教育委員会が主催事業若しくは共催事業又は委託事業として使用する場合	100%
2	越前市内の小・中学校、幼稚園及び保育園（いずれも私立によるものを含む。）が教育活動の目的で使用する場合	100%
3	越前市内のスポーツ少年団等が児童生徒を対象としたスポーツ活動に使用する場合	100%
4	(1) 越前市内のスポーツ協会（これに所属する団体を含む。）、総合型地域スポーツクラブ、自治振興会その他公益的団体が主催する大会又はこれらが行う練習若しくは行事に使用する場合 (2) 越前市内の特別支援学校及び高等学校が授業及び部活動で使用する場合	80%
5	(1) 越前市内のスポーツ団体、スポーツクラブ等が使用する場合（前3項の規定に該当する場合を除く。） (2) 国、県及び他市町村並びにこれらを単位とする体育団体が主催する大会行事に使用する場合 (3) 越前市内の専門学校及び大学が授業で使用する場合	50%
6	前各項に規定する以外で団体が使用する場合	0%
7	個人が使用する場合	0%

#### 備考

- (1) 体育館（学校施設含む。）の使用について、半面の部分使用の場合は、使用料を1/2とし、減免割合を適用する。この場合、10円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- (2) 第1条各号に列記する条例で規定する使用料の時間区分に満たない1時間単位の専用使用の場合は、時間区分ごとに1時間当たりの使用料を換算し、換算した額と使用時間を乗じた額に減免した後、減免割合を適用する

ものとする。この場合、10円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(3) 附属施設、附属設備及び冷暖房等の使用に係る使用料については、減免しない。